

奈良市公報

第 3 5 0 号

(平成30年1月後半分)

平成30年2月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則……………1

告 示

- 一般競争入札の中止……………2
- 一般競争入札の実施……………2
- 放置自転車等の保管……………2
- 一般競争入札の実施……………3
- 放置自転車等の保管……………3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………3
- 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の臨時開館……………5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………5
- 放置自転車等の保管……………6
- 公募型プロポーザルの再実施……………6
- 一般競争入札の実施……………6
- 放置自転車等の保管……………7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………7
- 一般競争入札の実施……………7
- 放置自転車等の保管……………7
- 開発行為に関する工事の完了(2件)……………7
- 督促状の公示送達……………8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出……………9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………9
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………10

監 査

- 定期監査の実施……………10

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………14
- 奈良市流域関連公共下水道の事業計画案の公衆縦覧……………14

教 育 委 員 会

- 徴収事務の委託……………15
- 定例教育委員会の開催……………15

選挙管理委員会

- 奈良市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の修正の要旨……………15

規 則

奈良市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市福祉事務所長事務委任規則(平成23年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に、「第9条第8項」を「第9条第9項及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条の2第3項」に改める。

第2条第2号中「支援給付」の次に「及び同法第15条に規定する配偶者支援金の支給」を加え、同条第4号ア中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改め、同条第5号中「知的障害者福祉法に」を「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に」に改め、同号ア中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同号イ中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同号ウ中「(昭和35年法律第37号)」を削り、同条第6号ア中「(昭和38年法律第133号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年1月17日揭示済)

奈良市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

奈良市特別職報酬等審議会規則(昭和43年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条

例第24号)」を「奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）」に改める。

第2条中「及び副市長の給料」を「、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給与」に改め、「応じて」の次に「必要な事項を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年1月17日揭示済)

告 示

奈良市告示第34号

平成29年12月15日付奈良市告示第836号で公告した下記的一般競争入札は、平成30年1月17日に予定していた入札を中止することから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告する。

平成30年1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸
記

- 1 工事名 明治小学校進入路築造工事2期
- 2 中止の理由 入札設計書に不備（交通誘導員の人員未記載）があったため。

(平成30年1月16日揭示済)

奈良市告示第35号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 事業範囲
 - (1) 事業名称
コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借
 - (2) 調達するソフト及び機器等
OS及び管理用ソフト 一式
研修用パソコン（プリンター及びプロジェクター含む関連機器） 一式
無線LANアクセスポイント 一式
 - (3) 導入スケジュールの調整
機器導入スケジュールの作成及び調整
 - (4) ソフトウェアのインストール及び設置作業
機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続作業含む）、機器設置後の動作確認
 - (5) 導入支援及び運用支援
機器操作支援
利用支援及び補助
 - (6) 保守・サポート
ソフトウェア及び機器等の保守及びサポート

(7) 保険

2 本競争入札に関する事項

- (1) ソフトウェア及び機器等の納品に関する条件等
別紙1 コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借調達仕様書のとおり
- (2) 契約形態
賃貸借契約
- (3) 賃貸借契約期間
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 契約条項
別紙4 コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借契約書のとおり
- (5) 設置作業完了期限
平成30年2月28日
- (6) ソフトウェア及び機器等セットアップ場所
別紙1 コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借調達仕様書のとおり
- (7) 付帯事項
 - ・ソフトウェア及び機器等の賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。
 - ・この契約が解除された場合には、本市と協議の上、事業者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

以下省略

(平成30年1月16日揭示済)

奈良市告示第36号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年1月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成30年1月16日揭示済)

奈良市告示第37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年1月17日

奈良市長 仲川元庸

タブレット端末機器の賃貸借にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読のうえ入札すること。

1 事業概要

本業務は、本市で使用するタブレット端末機器（以下端末機器）等の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

2 事業範囲

別添1「入札仕様書 1 事業範囲」に記載のとおり

3 契約に関する事項

(1) 契約形態

賃貸借契約

(2) 賃貸借契約期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(3) 契約条項

別添3「タブレット端末機器の賃貸借契約書（案）」のとおり

(4) 本稼働日

平成30年3月1日

(5) 納品場所

奈良市総務部情報政策課

(6) 付帯事項

(ア) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。

(イ) この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかに物品を撤去すること。なお、撤去の際には物品内の記憶装置等の内容を復元不可能な方法で消去すること。

(ウ) 平成30年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

(エ) 本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間の延長が可能であること。

以下省略

(平成30年1月17日揭示済)

奈良市告示第38号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年1月18日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年1月18日揭示済)

奈良市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ぼれぼれ奈良公園	奈良県奈良市西笹鉾町40番地	居宅 訪問介護	平成29年4月30日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号		
ロイヤルホームセンター奈良	奈良県奈良市西九条町三丁目13番地	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定福祉用具販売	平成29年4月30日
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号		
四季ノ丘指定居宅介護支援事業所	奈良県奈良市西大寺栄町3番1号 泉谷マンション202	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年5月10日
四季ノ丘 合資会社	奈良県奈良市西大寺栄町3番1号 泉谷マンション202		
ソワン訪問介護センター	奈良県奈良市学園新田町3219番地の1	居宅 訪問介護 訪問型サービス（みなし）	平成29年5月31日
株式会社 山岡産業	奈良県奈良市学園北一丁目13番8号		
ソワン訪問介護センター・ケアプラン部	奈良県奈良市学園新田町3219番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年5月31日
株式会社 山岡産業	奈良県奈良市学園北一丁目13番8号		
デイサービスなごみの家	奈良県奈良市七条一丁目30番6号	地域密着型通所介護 通所型サービス（みなし）	平成29年5月31日
株式会社 なごみの家	奈良県奈良市七条一丁目30番6号		
ひまわりの会福祉用具センター	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定福祉用具販売	平成29年8月31日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号		
アイコム	奈良県奈良市三条松町4番9号	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	平成29年9月30日
有限会社 アイコム	奈良県奈良市大安寺西三丁目4番9号		
アースサポート奈良	奈良県奈良市内侍原町46番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年9月30日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号		
デイサービス尚和	奈良県奈良市学園大和町二丁目24番地 松葉高見マンション108号	地域密着型通所介護 通所型サービス（みなし）	平成29年9月30日
尚和福祉株式会社	奈良県奈良市学園大和町二丁目24番地 松葉高見マンション108号		

しあわせの郷	奈良県奈良市あやめ池南二丁目6-32 る・いりーで11	居宅 訪問介護 訪問型サービス (みなし)	平成29年10月30日
有限会社 心清	奈良県奈良市あやめ池南二丁目6-32 る・いりーで11		
デイサービス温	奈良県奈良市南京終町七丁目540番地の5	居宅 通所介護 通所型サービス (みなし)	平成29年10月31日
有限会社 ティ・エス企画	奈良県奈良市北市町89番地の2		
福祉相談サービスセンター・アメニティーライフ・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地の4	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	平成29年11月1日
特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地の4		
有限会社 さかい介護サービス	奈良県奈良市古市町1773番地の1	居宅 訪問介護 訪問型サービス (みなし)	平成29年11月30日
有限会社 さかい介護サービス	大阪府大阪市生野区勝山南4丁目11-2	訪問型サービス (独自/定率)	
縁(ゆかり)居宅介護支援事業所	奈良県奈良市南京終町七丁目540番地の5	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	平成29年11月30日
有限会社 ティ・エス企画	奈良県奈良市北市町89番地の2		
デイサービスセンターかすが	奈良県奈良市南京終町一丁目89番地の4	地域密着型通所介護 通所型サービス (みなし)	平成29年12月31日
株式会社 寿寿	大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号		

(平成30年1月19日掲示済)

(平成30年1月19日掲示済)

奈良市告示第40号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例(平成17年奈良市条例第43号)第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成30年1月19日

奈良市長 仲川 元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	平成30年2月22日(木)並びに同年3月1日(木)、同月8日(木)、同月15日(木)、同月22日(木)及び同月29日(木)

奈良市告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月22日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーションひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23号	平成30年1月1日

(平成30年1月22日掲示済)

同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月22日

奈良市告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーションひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23号	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防 居宅療養管理指導	平成30年1月1日
医療法人ひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23号		

(平成30年1月22日揭示済)

奈良市告示第43号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年1月22日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年1月22日揭示済)

奈良市告示第44号

次のとおり奈良市新斎苑等整備運営事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を再度行うので、次のとおり告示する。

平成30年1月22日

奈良市長 仲川元庸

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、奈良市新斎苑等整備運営事業を実施するにあたり、最も適切な者を本事業の優先交渉権者として選定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

奈良市新斎苑等整備運営事業

(2) 事業内容

別紙「奈良市新斎苑等整備運営事業募集要項」のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から平成48年3月31日まで

(4) 支払価格

市の支払価格総額の上限価格 6,909,090,000円
 (内訳) 施設整備費 4,646,363,000円
 維持管理・運営費 2,262,727,000円
 ※取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額

とする。

※上限価格は現在価値換算前の額とする。

※総額の上限価格の他、内訳の施設整備費及び維持管理・運営費についても各々の上限額を超えないこととする。

※維持管理・運営費については物価変動及び税制度の変更による増減額を含まない額

(5) その他関係資料

- 資料-1 奈良市新斎苑等整備運営事業 要求水準書
- 資料-2 奈良市新斎苑等整備運営事業 事業者選定基準
- 資料-3 奈良市新斎苑等整備運営事業 手続様式集
- 資料-4 奈良市新斎苑等整備運営事業 提案書提出関連書類様式集
- 資料-5 奈良市新斎苑等整備運営事業 対価の算定及び支払方法
- 資料-6 奈良市新斎苑等整備運営事業 モニタリング及び対価の減額等
- 資料-7 奈良市新斎苑等整備運営事業 基本協定書(案)
- 資料-8 奈良市新斎苑等整備運営事業 基本契約書(案)
- 資料-9 奈良市新斎苑等整備運営事業 設計・施工一括型工事請負仮契約書(案)
- 資料-10 奈良市新斎苑等整備運営事業 工事監理業務委託契約書(案)
- 資料-11 奈良市新斎苑等整備運営事業 維持管理・運営業務委託契約書(案)

以下省略

(平成30年1月22日揭示済)

奈良市告示第45号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年1月23日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 産業廃棄物収集運搬処分業務委託
- (2) 業務場所 奈良阪町地内
- (3) 業務期間 契約締結の日から平成30年3月30日(金)

)まで
(4) 業務概要 奈良阪町地内における産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

以下省略

(平成30年1月23日揭示済)

奈良市告示第46号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年1月25日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年1月25日揭示済)

奈良市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	乾谷 秀夫 奈良市藤原町 58番地	花崎 泉 奈良市藤原町 142番地の2

2 変更の年月日

平成30年1月14日

(平成30年1月26日揭示済)

奈良市告示第48号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年1月29日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 地理情報システム機能更新業務委託
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務場所 奈良市内一円

(4) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日（金）まで

(5) 担当課 奈良市建設部土木管理課
電話 0742-34-4893

以下省略

(平成30年1月29日揭示済)

奈良市告示第49号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月29日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年1月29日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年1月29日揭示済)

奈良市告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年1月29日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年9月21日 奈良市指令整開 第17A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年1月29日 第1612号

公共施設 平成30年1月29日 第778号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄川西一丁目53番、55番2、57番及び58番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市芝辻町四丁目10番20号

株式会社シーゲル 代表取締役 有山 茂

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄川西一丁目57番の一部及び58番1の一部

(2) 下水道

奈良市富雄川西一丁目58番1の一部

(平成30年1月29日揭示済)

奈良市告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年6月20日 奈良市指令整開 第17A-6号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年1月30日 第1613号
公共施設 平成30年1月30日 第779号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町585番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市登美ヶ丘四丁目5番5号
株式会社ホンダネットナラ
代表取締役社長 島田 順弘
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 防火水槽
奈良市柏木町585番4の一部

- 1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成29年度市県民税(普徴)	3期	平成29年11月20日	平成29年10月31日
平成29年度市県民税(普徴)	随1期	平成29年11月20日	平成29年10月31日
平成29年度市県民税(特徴)	11月	平成29年12月28日	平成29年12月11日
平成29年度固定資産税	3期	平成29年12月20日	平成29年11月30日
平成28年度軽自動車税	全期	平成29年3月17日	平成29年2月28日
- 2 この公示送達により変更した後の納期限
平成30年2月16日
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成30年1月30日揭示済)

- (2) 調整池
奈良市柏木町585番4の一部
- (3) 緑地
奈良市柏木町585番4の一部
(平成30年1月30日揭示済)

奈良市告示第52号

平成29年度市県民税(普通徴収)3期分、平成29年度市県民税(普通徴収)随1期分、平成29年度市県民税(特別徴収)11月分、平成29年度固定資産税3期分及び平成28年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年1月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第53号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月31日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ほへと訪問介護ステーション	奈良県奈良市中山町122番地の1 シャトレ中山102	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自) 訪問型サービス(独自/定率)	平成29年5月1日
特定非営利活動法人まごのて東大阪	大阪府東大阪市横小路町三丁目6-2		
居宅介護支援センターらくじ苑学園前	奈良県奈良市学園北一丁目3番2号	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成29年6月1日
社会福祉法人 楽慈会	奈良県奈良市南京終町19番地の1		
さーくる・ケアサービス	奈良県奈良市大宮町六丁目4-13 コーポ・オオミヤ205号	居宅 訪問介護 訪問型サービス(みなし)	平成29年7月1日
株式会社サークル	奈良県大和郡山市筒井町222番地の7		

かりん	奈良県奈良市青野町一丁目6番9-201号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年9月1日
リトルウイング合資会社	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目4-3-425		
特別養護老人ホームトマトホーム	奈良県奈良市横井町906番地の12	地域密着型通所介護 通所型サービス（みなし）	平成29年9月13日
社会福祉法人 博遊会	奈良県大和郡山市九条町307番地の1		
エリシオン巡回型ステーション	奈良県奈良市石木町800番地	定期巡回随時対応型訪問介護看護	平成29年9月21日
医療法人仁誠会	奈良県奈良市石木町800番地		
ヘルパーステーション ルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の5 森村第2ビル303号室	居宅 訪問介護	平成29年12月1日
株式会社 ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号		
(平成30年1月31日掲示済)		介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成30年1月31日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第54号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定			
指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成29年12月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ヘルパーステーション ルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の5 森村第2ビル303号室	訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成29年12月1日
株式会社 ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号		
(平成30年1月31日掲示済)		介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成30年1月31日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第55号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定			
指定介護機関		再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成29年11月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ほへと訪問介護ステーション	奈良県奈良市中山町122-1 シヤトレ中山102	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成29年11月1日
特定非営利活動法人 まごのて東大阪	大阪府東大阪市横小路町三丁目6-2		
(平成30年1月31日掲示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成30年1月31日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第56号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の			

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成30年1月1日
医療法人 寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67		

(平成30年1月31日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
足立 理八郎		柔道整復	平成30年1月17日
秋篠整骨院	奈良県奈良市西大寺新町一丁目2番17号 杜第2ビル2F		

(平成30年1月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年1月19日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一
奈 監 第 47 号
平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸 様
奈良市議会議長 北 良 晃 様
奈良市教育委員会教育長 中 室 雄 俊 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民生活部 市民課 生活環境課 新斎苑建設推進課
西部出張所 総務課 住民課
市民活動部 人権政策課
人権文化センター（北 中 東 南）
男女共同参画課

子ども未来部

幼稚園 飛鳥 大宮 伏見 二名 西大寺北
こども園 帯解 鶴舞

(教育委員会)

教育総務部 教育総務課 生涯学習課
高等学校 一条
中学校 興東館柳生 登美ヶ丘 飛鳥 月ヶ瀬
小学校 飛鳥 大宮 帯解 伏見 鶴舞 右京
二名 西大寺北 月ヶ瀬

学校教育部 学校教育課 いじめ防止生徒指導課
保健給食課 地域教育課

(消防局)

総務課
災害対策室 予防課
情報救急室 救急課

2 監査期間

平成29年10月12日～同年12月27日

3 監査方法

平成29年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成29年8月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部
市民課

(1) 窓口業務等委託契約において、住民票写し手数料等の収納事務を私人(業者)に委託しているが、事前に会計管理者との協議を行わず、また、委託開始時に私人に委託した旨を告示していなかった。

地方自治法施行令第158条第2項及び奈良市会計規則第22条の3第1項の規定に則った事務手続を行われたい。

(2) 個人番号の通知カード再交付手数料(4月分及び7月分)の再交付申請書及び領収済通知書を査閲したところ、手数料収入を課内の金庫で保管した後、数日分をまとめて指定金融機関に払い込んでいる事例が散見された。

所管課作成の公金等取扱マニュアルに則り、翌日に払い込まれたい。

(3) 現金実査を行ったところ、通知カード再交付手数料を受領しているが事務処理が保留中であるとして、当該現金を課内で保管していた事例があった。

領収書を発行して受領した現金は、速やかに指定金融機関に払い込まれたい。

(4) 中長期在留者住居地届出等事務経費の切手類受払簿を査閲したところ、所属長による月末の確認印が押印されていたにもかかわらず、受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。

切手類は、金銭等価物であることを十分に認識し、適正に管理されたい。

生活環境課

(1) 墓地使用料の督促が、納期限の翌日から起算して20日以内に行われておらず、また、督促により指定すべき期限を当該督促の翌日から起算して15日を超えて設定していた。

奈良市債権管理条例施行規則第3条の規定に則り、適正に事務処理を行われたい。

(2) 火葬場用白灯油5月分及び6月分の関係書類を査閲したところ、支出負担行為何書に記載されているリッター数と、納品伝票のリッター数の合計が一致していなかった。これは、5月請求分において、実際よりも過少となっていた数量を、6月請求分で調整していたことによるものであった。

正確な数量を記載した請求書を受領した上で、適正に会計処理を行われたい。

【意見】

各種燃料について、市は奈良県石油協同組合と単価契約を締結しており、所管課は、同組合員の業者であれば任意に購入先を選定することができるが、火葬場用白灯油の購入先を特定の2業者に限定していた。

恒常的に多量の燃料を購入する場合は、特定の業者に偏ることのないよう留意されたい。

(3) 施設修繕料(3件)の関係書類を査閲したとこ

ろ、見積書及び完了届の提出日が記入されておらず、しかも完了届の完了日も記入されていなかった。

書類の内容を確認の上、適正に事務処理を行われたい。

西部出張所

総務課

市営西部会館駐車場における指定管理業務の基本協定書第7条第2項には、徴収した使用料を、徴収した日の翌月15日までに指定金融機関等に払い込むと定められており、指定管理者は、駐車料金を精算機から週1回収し、1か月分まとめて指定金融機関に入金していた。

しかし、指定管理者が、駐車料金を週1回収しているのであれば、速やかに指定金融機関等に払い込むよう、基本協定書を見直しされたい。

また、駐車料金の収納事務を私人(指定管理者)に委託しているが、委託開始時にその旨を告示していなかった。

地方自治法施行令第158条第2項の規定に則った事務手続を行われたい。

住民課

住民票写し手数料等の収入を、課内の金庫で保管した後、2日から3日後に指定金融機関に払い込んでいる事例が散見された。

所管課作成の公金等取扱マニュアルに則り、翌日に払い込まれたい。

市民活動部

人権政策課

旧古市東共同浴場の産業廃棄物処理業務委託(予定価格20万円以上)において、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴収していなかった。

奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

東人権文化センター

(1) 機械警備業務委託(予定価格20万円以上)において、「当センターの構造に精通していること等、当業務の性質上有益である。」との理由で、相手方が特定されるものとして、見積書を1人の者からしか徴収していなかった。

しかし、相手方が特定される理由には該当しないため、奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

(2) 公用車リース契約(予定価格20万円以上)において、「契約金額等を見直し、車両状態が良好であるため、引き続き再リースしようとする。」との理由で、同一業者と随意契約を繰り返していた。

しかし、添付されている関係資料からは、車両状態が良好であることや経済効果は認められないため、再リースする場合には、車両状態や経済効

果を総合的・客観的に判断できる根拠資料を整えられたい。

男女共同参画課

(1) 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金の交付申請書に添付されている前年度の決算書を査閲したところ、補助対象経費に、同協議会の構成団体である4地区の婦人会への間接補助金が含まれていたが、所管課は、各地区婦人会の収支報告書等を徴取していなかった。

補助金の交付申請書及び実績報告書を受受する際には、間接補助先の収支報告書等を徴取し、補助対象経費全体を明確にした上で、適正に審査されたい。

(2) 「女性のためのエクセル基礎講座」について、テキスト代を含む受講料を受講者から受領し、テキスト代については、市の歳入とすることなく直接講師に渡していた。また、当該講座の受講料について、明確な積算根拠はなかった。

当該講座は市の事業として実施していることから、総計予算主義の原則に則りテキスト代は歳入予算に計上し、テキスト購入費については、歳出予算に計上されたい。また、受講料は、明確な積算根拠に基づき、適正に金額設定を行われたい。

子ども未来部

各園

【意見】

市立幼稚園及びこども園では、公用車の配置が少ないため、私用車を業務に使用する場合、所管課作成の内規に基づき、走行距離相当分の燃料費が支出されている。

しかし、奈良市職員等の旅費に関する条例第17条に車賃の規定があるため、職員に旅費として支給するよう検討されたい。

(教育委員会)

教育総務部

教育総務課

(1) 小学校施設管理費の施設修繕において、修繕内容が異なるにもかかわらず、58件のうち14件の契約金額が随意契約限度額(50万円以下)の近似値での同額となっていた。予定価格についてもほぼ同額であり、設計書の作成や複数の業者から参考見積りを徴取するなどによる積算も行われていなかった。

このような状況は、入札手続を回避するために随意契約の範囲内に収めているようにも見受けられ、適正な金額で契約されているのか関係書類からは判断できない状態であった。

契約の競争性や透明性の観点から、適正な契約事務に向け早急に改善されたい。

(2) 小中学校の電話設備一式賃借料について、設備入替え時に、従来の契約先(以下「A社」という。

)を含め3者から参考見積書を徴取したところ、A社の見積額が最も低く、また、A社と継続して契約することにより、既設機器の撤去費用も不要となるため、費用対効果の面からも入札を行うことが不利であるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を締結していた。

しかし、A社以外の2者から徴取した見積書は、市が仕様書を提示しない中で作成された概算額であり、公平な条件で比較検討されておらず、明らかに入札に付することが不利とはいえない状況であった。

事前に見積書を徴取して契約方法を判断するのではなく、競争性や透明性の確保を図る必要があることから、競争入札による契約事務を行われたい。

生涯学習課

(1) 青少年野外活動センターの使用料の収納事務を指定管理者に委託しており、使用料の算定は、住所地(市内、市外)等により異なるが、使用者名簿に住所の記載漏れが数件あった上、使用者名簿を受領していない事例も見受けられた。また、使用承認申請書及び領収書控えに連番が付されていなかった。

これらのことから、収納された金額が適正であるかの判断ができない状況であった。所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、施設の使用状況及び使用料の収納状況を把握し、収納された金額が正確であるか確認されたい。

(2) 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則(以下「施行規則」という。)及び基本協定書に基づかない事例が、以下のとおり見受けられた。

ア 施行規則に定める様式と異なった使用承認申請書及び承認印を使用していた。

イ 収納事務を委託していることから、領収書には指定管理者の領収印を使用しなければならないが、同センター所長印が使用されていた。また、施行規則第8条第1項には、使用者は使用日に使用料を納付しなければならないと定められているが、後日に納付されている事例があった。

ウ 基本協定書第7条第2項には、徴収した使用料を速やかに払い込むことと定められているが、1か月分まとめて指定金融機関に払い込まれていた。

以上のように、所管課は、指定管理者に事務処理を任せたままであり、現場の状況を把握できておらず、多数の不備が見受けられた。

所管課は、指定管理者が施行規則及び基本協定書に則って事務を執行しているか把握した上

で、適切に指導されたい。

- (3) 青少年野外活動センター使用料の収納事務を私人(指定管理者)に委託しているが、事前に会計管理者との協議を行わず、また、委託開始時に私人に委託した旨を告示していなかった。

地方自治法施行令第158条第2項及び奈良市会計規則第22条の3第1項の規定に則った事務手続を行われたい。

- (4) 「奈良市指定管理者選定委員会の設置に関する予算要求について(通知)」において、平成29年度から指定管理者選定委員会の委員に費用弁償を支給することとなっているが、奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則を改正していなかったため、黒髪山キャンプフィールド指定管理者選定委員会において、委員の費用弁償を支給していなかった。

同規則を改正した上で、費用弁償を支給されたい。

【意見】

公民館分館の指定管理料は、指定管理者制度導入以前の委託料と同額であり、制度導入以降、見直しが行われていなかった。また、光熱水費等は、当該指定管理の仕様書において、市が負担すると定められており、指定管理料の中に含まれていなかった。

光熱水費等は、公民館分館の主たる費用であることから、原則、指定管理者の負担経費とすべきである。所管課は、そのことを考慮した上で、指定管理業務に本来必要な費用を把握し、適正な指定管理料に見直しされたい。

各学校

一条高等学校

- (1) 卒業証明等の手数料収入を、事務室内の金庫で保管した後、1週間から3週間後に指定金融機関に払い込んでいた。

所管課作成の公金等取扱マニュアルに則り、翌日に払い込まれた。

- (2) 新館屋上防水部分の施設修繕(予定価格20万円以上)において、見積額と契約額が一致していなかった。

これは、修繕箇所を3か所として、A社から事務長あての参考見積書を徴取したが、予算額を上回っていたため修繕箇所を2か所に変更したが、正式な見積書を徴取せず、元の参考見積書により、2か所の修繕を発注していたことによるものである。

予定価格が20万円以上であり、相手方が特定されるものではないため、見積り合せを行い、適正な契約事務を行われたい。

- (3) 全国高等学校総合体育大会派遣補助金について、交付申請書に添付されている前年度の参加報告書を査閲したところ、同補助金の交付要領では、宿

泊代は補助対象経費になっているが、実際の宿泊日数を下回る日数分しか補助対象経費に計上されていなかった。

交付要領と補助対象経費の算出方法が乖離しているため、実態に即した交付要領に改められたい。
月ヶ瀬小学校

法面緑化及び花壇修繕を施設修繕料で執行していたが、施設修繕台帳に添付されている写真を見ると、既設のものを修繕したのではなく、新たに法面を緑化し、花壇を新設したものであった。

これらの内容は修繕とはいえないため、適切な科目で執行されたい。

また、当該契約は予定価格が20万円以上であり、相手方が特定されるものではないが、見積書を1人の者からしか徴取していなかった。

奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

学校教育部

保健給食課

- (1) 奈良市学校結核対策委員会設置要領では、組織体であること、委員への委嘱行為及び委員長の選出等の内容が明記されており、「奈良市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針」(平成27年2月18日施行)に基づき判断すると、附属機関に該当することになるが、条例を制定せず、報償費が委員に支給されていた。

奈良市学校結核対策委員会の条例を制定した上で、委員には、報償費ではなく報酬として支給されたい。

- (2) 学校給食費用の領収書綴を査閲したところ、現金分任出納員が課の窓口で領収する際、出張して収納する場合に使用する個人印を領収書に押し印していた。

奈良市会計規則第10条第1項の規定に則り、所定の領収印を使用されたい。

【意見】

学校給食調理業務委託において、所管課は指名競争入札通知書に添付した仕様書に、各学校の給食室使用料、調理用設備及び備品使用料並びに光熱水費の年額を明記し、これらは受託者の負担とした上で落札業者と契約を締結していた。しかし、調理用設備及び備品使用料は耐用年数を基に算出しており、既に耐用年数を経過している場合、使用料が零円となっている学校もあった。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年厚生労働省告示第37号)に関する疑義応答集において、「作業場所等の使用料」と題して次のように回答されている。適正な請負と判断されるためには、請負事業主が請け負った業務を自己の業務として契約の相手方から独立して処理することなどが必要であり、請負業務の

処理自体に直接必要とされる機械、資材等を発注者から借り入れたり、購入したりする場合は請負契約とは別個の双務契約が必要です。他方、請負業務の処理に間接的に必要とされるもの（例えば、請負業務を行う場所の賃借料や光熱費）については、別個の双務契約までは必要なく、その利用を認めること等について請負契約中に包括的に規定されているのであれば特に問題ないものである。

以上のことに照らし考えると、給食調理室は調理室として教育財産の目的どおり使用されており、また光熱水費はいったん既に市が支払っているにもかかわらず、委託料に上乘せして受託者から徴収すべきなのかどうか、無償で受託者の使用を許可してもよいのではないか。次に、調理用設備及び備品使用料については、新しいか古いかの違いがあるにしても、貸すのであれば受託者と双務契約を結び、使用料を徴収すべきではないか。

これらのことについて、所管課は再度調査し奈良労働局にも相談された上で、地方公共団体の適正な請負事業に向け検討されたい。

【複数課にわたる共通意見】

私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者に協議した上で、私人に委託した旨を告示しなければならないが、それらが行われていない事例が散見された。

地方自治法第243条の規定により私人に対し公金の取扱いが制限され、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託できるのは、同施行令第158条第1項に規定されている歳入（使用料及び手数料等）に限られていることから、所管課は、その重要性を十分に認識し、法令に則った事務手続を行われたい。

また、これらにかかる関係書類の決裁までの過程において、複数の部署の職員が確認をしているにもかかわらず、会計管理者との協議及び告示行為が漏れている状況であるので、決裁や合議等の過程においてチェック機能が働くシステムを構築されたい。

【意見】

行政財産使用料において、電柱、ガス管、水道管及びその他これらに類するものを設置する目的で使用するとき徴収される金額の算定誤りが散見された。

誤りが多発している原因は、以下のことによるもの

のと考えられる。

奈良市行政財産使用料条例（以下「行政財産条例」という。）第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例（以下「占用料条例」という。）の別表を準用しているが、当該別表の運用が分かりにくく、マニュアル等も整備されていない。また、行政財産条例の担当課は資産経営課、占用料条例の担当課は土木管理課と所管が異なっていることもあり、同じ種類の使用物件であっても使用料の金額が違うなど、統一的な調整がされていない。さらに、両条例の担当課間において情報の共有ができていないことから、金額に直結する条例改正及び別表の運用変更時に、行政財産使用料に関する情報として、職員に周知されていない。

これらのことは、多くの課に影響を与えていることから、資産経営課は、占用料条例の別表を準用するのであれば、土木管理課と相互に情報を共有した上で調整を行い、同じ種類の使用物件であれば基準額は市として統一するなど、事務の効率性からもその運用についてわかりやすく表示し周知されたい。

また、行政財産条例には、行政財産の使用許可の更新に関する規定はなく、わずかに奈良市公有財産規則第23条において、行政財産の使用許可の更新を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の30日前までに行政財産使用許可更新申請書を市長に提出しなければならないと規定されているだけである。行政財産の使用許可の更新手続きから徴収する使用料の年度所属区分に至るまで、市として統一的な運用ができるよう同条例及び同規則を整理し、見直しされたい。

(平成30年1月19日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第2号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月18日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
翔星建設株式会社	代表取締役 宮堂 昌美	奈良市奈良阪町1085番地	平成30年1月16日

(平成30年1月18日掲示済)

奈良市企業局告示第3号

奈良市流域関連公共下水道の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規

定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年1月26日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年1月26日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 予定処理区域
6,168.16ha (5.67ha追加)
- 2 工事着手の年月日
昭和26年5月25日
- 3 工事完成の予定年月日
平成37年3月31日

(平成30年1月26日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年1月17日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市阪原町25番地の1 特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構 理事長 上中 信幸	青少年野外活動センター 使用料

2 委託の期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(平成30年1月17日揭示済)

奈良市教育委員会告示第2号

平成30年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年1月17日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 日時

平成30年1月23日(火)

午前10時00分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 平成30年度予算要求について

議事

議案第63号 奈良市指定文化財の指定について

議案第64号 奈良市指定文化財の指定解除について

協議事項

「教室と社会をつなぐことについて」

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分ま

で、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年1月17日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

平成29年7月9日執行の奈良市議会議員選挙における候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書に修正がありましたので、要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年1月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年7月9日執行

奈良市議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

6,132,500円

3 報告書の要旨 別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,132,500円

候補者氏名	樋口 清二郎	所属党派	無所属	期間	7月11日から 第2回分
出納責任者氏名	岸本 洋一				8月29日まで

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
			人件費	
			家屋費	117,200
			選挙事務所費	117,200
			集会会場費	
			通信費	37,085
			交通費	
			印刷費	1,070,685
			広告費	173,880
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今回計		0	今回計	1,398,850
前回計		3,600,000	前回計	933,210
総計		3,600,000	総計	2,332,060

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	539,055円
	計	539,055円

報告書受理年月日 平成29年8月30日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,132,500円

候補者氏名	樋口 清二郎	所属党派	無所属	期間	5月27日から 第1回分
出納責任者氏名	岸本 洋一				7月10日まで

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
			人件費	240,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	25,589
			交通費	
			印刷費	539,055
			広告費	
			文具費	3,937
			食糧費	46,633
			休泊費	
			雑費	77,996
その他の寄附	件			
その他の収入		3,400,000		
今回計		3,600,000	今回計	933,210
前回計		0	前回計	0
総計		3,600,000	総計	933,210

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	539,055円
	計	539,055円

報告書受理年月日 平成29年7月21日 第1回報告分